

(1) 町長の議会での答弁は内外への公式見解

池田町議会 12 月定例会の一般質問（12 月 13 日）において、中山議員が「池田町の財政は危機的状況を脱した」という町長発言の認識を質問したところ、甕町長は次の 6 点をその根拠として挙げました。（市民タイムスの記事参照）

- ① 国の定める財政健全化法上の財政指標が基準を下回り、すべて健全となっていること。
- ② 単年度決算で黒字収支であること。
- ③ 財政調整基金が標準財政規模の 1 割（3 億 3 千万円）を超えて、令和 8 年度までに 5 億円を確保出来る見通しとなったこと。また、他の基金も積み増しが可能となったこと。
- ④ 実質公債費比率が令和 7 年度をピークに年々減少していくこと。
- ⑤ 今後の課題である経常経費については、人件費削減などの効果が期待できること。
- ⑥ これらを総合的に考えて、これ以上悪化する方向にないこと。

これらの認識にもとづく「危機を脱した」という町の見解は、議会における公式な表明ですから、極めて重大な意味を持つものです。

(2) 町長の財政認識は、現実と矛盾し、委員会での共通認識とも完全に食い違っている

町長答弁による上記 6 点の説明は、行財政改革推進委員会の認識とは全く異なっているため、委員会の存在意義が根本から問われることになりました。

委員会は、2.3 年前から進行してきた深刻な財政危機をいかに克服するのかをテーマに、諮問項目について精力的に話し合い、第一次答申を出しました。その中で、今後 5 年間で財政危機対応緊急期間として設定し、人件費削減など経常経費削減の措置をとることを求めました。

そこには、池田町の財政危機がいくつもの要因が重なって生じており、その打開には重大な決意と計画が必要であり、数年の取り組み期間を要するとの共通認識があります。

しかし、町長答弁に基づけば、すでに財政危機解決の見通しは立っており、あとは人件費削減などの一定の努力をすれば、これ以上の悪化は防げるということになります。

役場による 1 年間の対策の結果、基本的に財政の危機的状態を脱し、非常時から平常時に移行したわけですから、諮問の前提条件が崩れ、委員会での厳しい認識をもとにした対策はもはや必要ではないこととなります。すなわち、「危機的状況は脱した」以上、「危機的状況下にある」という認識に立って議論を続けている委員会と町長の立場とはもはや両立しえません。

委員会は今後どのような認識で議論を続けるべきなのか。あるいは、続けるべきではないのかが、委員会の前に否応なく突きつけられているといえます。

(3) 町は、現在の財政認識と委員会の任務について改めて説明する責任がある

町長および財政担当課は、町長発言を裏付ける財政の現状認識を具体的・実証的なデータをもとに説明し、そのもとでの行財政改革委員会の任務を改めて明確にする責任があります。さもなければ、委員会での議論をこれ以上続けることは全く意味をなしません。

2021 年 12 月 23 日